⟨♥⟩労働調査会発行

芳働基準広報 8/21

CONTENTS

特集 働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止総合対策 ―――

下請法等違反の疑いある「しわ寄せ」事案には公取委・中企庁が厳正対応

『大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策』では、令和2年4月からの中小企業への時間外労働の上限規制の適用に向け、厚生労働省、中小企業庁、公正取引委員会が緊密な連携を図りながら、①関係法令の周知広報、②労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供、③労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報、④公正取引委員会・中小企業庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報——を実施するとしている。

◆特別企画/特定求職者雇用開発助成金 〈安定雇用実現コース〉の活用について — 16特定求職者を「正規雇用労働者」 として雇い入れる事業主を助成

(厚生労働省 人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当参事官室)

●解釈例規物語⑩-

- 20

第36条関係

〔通常予見することのできない 業務量の大幅な増加とは〕 〔限度時間等を超える協定の効力〕

(中川恒彦)

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉─ 26 第49講 「骨太方針2019」と柔軟な働き方

副業促進と長時間是正は相容れるか まずは既存の労働時間制度の活用を

(北海学園大学法学部教授・弁護士 淺野高宏)

NFWS

(「平成30年版厚生労働白書」を閣議で報告) 治療と仕事の両立支援の課題等を整理/(30年度の個別労働紛争解決制度)全ての紛争解 決制度にていじめ・嫌がらせがトップ/(一般労働者の平均的な賃金額を通達)同種業務 従事の労働者の間の均等・均衡待遇を確保/ ほか

●知れば得する社会保険 ―

- 34

死亡当時に生計維持関係等がある 妻や遺族に支給されるもの

第18回「国民年金独自給付②(寡婦年金・死亡―時金)」

(編集部)

●本誌読者アンケート — 41●連載 労働スクランブル® (労働評論家・飯田康夫) — 42●労務資料平成30年度能力開発基本調査結果③ ~事業所調査 ~ — 44●わたしの監督雑感 佐賀・伊万里労働基準監督署長 藤﨑貞美 — 54●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(41ページ)

労務相談室

賃金関係 [1人で子育て中の従業員の手当等1.5倍に〕問題ないか ―――― 48 **外 国 人** [支援計画委託先である登録支援機関〕登録の要件は ――― 50

労働契約法 〔無期転換に際し人事異動を行う〕 転居伴う配置転換は可能か ―――― 52 ま

回答者

- 48 弁護士・新弘江 - 50 弁護士・平田健二 - 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

http://rouki.chosakai.ne.jp/

本誌ご購読の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内